

# 『協同労働の協同組合』

## のアイデンティティ宣言

### The Identity Statement of Workers Coop

#### 《新原則検討委員会の設置と構成》

日本労協連は、2000年の第21回総会において、連合会の「新3ヵ年計画」の策定とあわせて、「労働者協同組合の新原則」案を検討し、2001年の第22回総会に提案することを決めた。

この決定に基づいて、「新原則検討委員会」が設置され、計7回の会議を行って、上記の提案をまとめた。

委員会は、次の人びとにより構成された。

連合会本部より、永戸祐三理事長、鍛谷宗孝専務理事、富田孝好事務局長、岡安喜三郎企画担当理事。

センター事業団より、岩城雄作理事長、古谷直道副理事長、古村伸宏事務局長。

研究者として、内山哲朗（明治大学／現専修大学）、富沢賢治（聖学院大学）、中川雄一郎（明治大学）、堀越芳昭（山梨学院大学）の各先生方。

協同組合関係者として、大学生協連・田中学会長理事、JA全中・小橋暢之前農政部長（現・パストラル社長）。

協同総研より、坂林哲雄専務理事、そして副理事長・主任研究員の菅野である。

#### 《これまでの原則と新原則策定の基本方針》

（これまでの二つの原則）

日本労協連の前身である、「中高年雇用・福祉事業団」は、その設立の時から「事業団7つの原則」を明確に規定した。

「事業団」が、その本質と発展方向が「労働者協同組合」であることを明らかにすると共に、「事業団7つの原則」を抜本的に改訂し、「労働者協同組合7つの

# 新原則案の検討過程と 目的、確定に向けての手続き

菅野正純（協同総合研究所）

原則」を定めた（1992年日本労働者協同組合連合会第13回総会）。

二つの原則は、運動のそれぞれの段階において、めざすべき使命と規準を明らかにし、運動の統一と発展に決定的な役割を果たした。

（ICA「協同組合のアイデンティティ声明」）

1995年に、ICA（国際協同組合同盟）は、マンチェスターでの100周年大会で、「協同組合のアイデンティティ声明」を採択した（後掲）。

この声明は、世界の協同組合運動の実践を踏まえて、21世紀の協同組合の進むべき道を、協同組合の「定義」、「価値」、「原則」によって指し示した。

とりわけ、第7原則として「コミュニティの持続可能な発展への貢献」を新たに立て、協同組合が組合員の利益を実現すると共に、協同の社会を地域からつくりだす事業・運動体であることを明確にした。

「協同組合のアイデンティティ声明」は、労働者協同組合をはじめ、各部門の協同組合が、部門の独自性に合った「運営原則」を定める必要性について触れている。

今回の「労働者協同組合・新原則」は、ICAのこの「声明」に準拠するものである。

（日本労協運動の新たな展開）

旧「労働者協同組合7原則」の採択以来、とりわけ20世紀最後の5年間に、日本の労働者協同組合運動にも、大きな変化と試練が訪れると共に、社会的期待が高まり、新たな課題が課されるようになった。

センター事業団と地域事業団の経営危機と、その克服の取り組み。

初めての本格的な「革新（イノベーション）」の試みとしての「清掃改革」。



合の7つの原則」には、いくつかの不十分さがあることが痛感された。すなわち、

- \* どちらかという「使命」の宣言という性格が強いこと。
- \* 「協同労働」の観点からの本質的な定義が、まだ存在しなかったこと。
- \* 「使命」を日々の活動に具体化していく上での、実践的な原則が述べられていないこと、である。

検討委員会は、そうした判断に立って、次のような基本方針に基づいて、新たな原則を策定することとした。

- \* ICAの「協同組合アイデンティティ声明」に準拠して、「定義」「価値(使命)」「原則」という構成によって、いわば「協同労働の協同組合のアイデンティティ声明」案を描き出すこと
- \* 全国の労協とその組合員の実践を踏まえ、「協同」と「協同労働」の真髄を表わす組合員の“ことば”から学んで、それらを新原則案に生かすこと
- \* 協同組合と「協同労働の協同組合」の研究の到達点を踏まえて、社会的な検討に耐え得る、体系的な原則に仕上げること、である。

#### 《新原則の“使い道”と確定までの手続き》

労働者協同組合の新原則＝『協同労働の協同組合』のアイデンティティ声明」がめざす実践的な効果は、次の通りである。すなわち、

- \* 組合員が真に協同組合の主人公として活動に参画することを促し、事業計画の作成や活動の総括、学習と成長の基本に活かすこと
- \* 協同労働に関心をもつ多数の働く人びと・市民が、「協同労働の協同組合」を自らつくり出す場合の手がかりとなること
- \* 政策立案や行政、地方自治体、マスコミに携わる人びとなどが、「協同労働の協同組合」の独自性を正しく理解していただくこと、である。

そのような目的に最もよく応える新原則とするために、今後1年間、全国・全組合員が「検討委員会案」を討議し、より実践的でわかりやすい表現にまとめあげ、連合会の来期、第23回総会でこれを採択し、最終的に確定する。

労協内外の多くの人びとが、疑問や意見を寄せていただき、最終案の策定に参画していただくことを、心からお願いします。